

最低賃金法論議に寄せて

渡 辺 章

本誌が最低賃金の特集だと聞いて、以前強い印象を受けた故氏原正治郎先生（東京大学社会科学研究所教授）の論文「賃金と社会保障」（『日本労働問題研究』〔東京大学出版会、1966年〕に収録）、それに『日本の労使関係』（東京大学出版会、1968年）に「国家と賃金」として収録された4つの論文に改めて目をとおす機会を得た。いずれも、1959（昭和34）年、最低賃金の決定方式に業者間協定を含めた（旧）最低賃金法制定前または施行直後に発表されている。氏原先生は、業者間協定は賃金を経営者だけがきめるカルテル協定の一種であって、最低賃金法とはいえない。また、これが最低賃金法だと呼ばれた例を知らないとして鋭く批判される立場に立たれていた。同時に、先生は1947（昭和22）年制定の労働基準法の最低賃金規定（28条～31条）を棚上げし、労働組合法の定めた労働協約の地域的拡張適用制度（18条）について活用を敢えて見出そうとしない状況に強い疑問を呈された（業者間協定は1968（昭和43）年改正法で廃止）。その論文を含めて、私にはどれも依然新鮮であり刺激的であった。そしてこのたびの2007（平成19）年改正最低賃金法の規定の意味や将来の方向を考える場合にも、いま一度味読し、大切なことはなにかを考える視点を与えて貰えるのではないかとの思いを強くした。

それというのも、私はまったく偶然に少し以前から他に必要があってA・スミス『諸国民の富』（大内兵衛・松川七郎訳、岩波文庫、1959年）第一編八章・十章と、ウェップ夫妻『労働組合運動の歴史上・下巻』（飯田鼎・高橋洗訳、日本労働協会、1973年）を読み返していた。一介の労働法学の研究者の素人読みであるが、氏原先生の論文に最低賃金法制の問題の深さを教えられ、それらが上記の古典と共鳴した。三点だけを述べておきたい。『諸国民の富』は、産業革命の初期、「労働（work）の価格をひきさげるための（企業家らの）団結を禁止する議会の法令をまったくもたないけれども、それをひきあげるための（職人らの）団結を禁止するものを数多くもっている」、そのよ

うな時代に著されたのであるが、職人に支払われる賃金について、親方たちが引き下げようとしても「引き下げることができない……一定の率」というものが存在するのであり、人間の労働（work）は自分と2人の子供を含む家族を扶養するに足りるものでなければならぬと記されている。それから100年以上を経て、『労働組合運動の歴史』（下巻）には、賃金を石炭の価格と連動させようとする企業家の企てに抵抗し、長い苦闘を経て、公平な議長によって司会される雇主と労働者との合同委員会によって出来高払い労働者の最低限の日払い額を決定し、支払を強制する法律にたどりついた炭鉱労働者の労働組合運動の歴史が綴られている。

最初の点は、多くを語る必要はないであろう。氏原先生は、賃金には作業条件・作業環境、労働日、労働時間、労働強度と同様にその基底には労働者の「生理的限界が厳として存在し」ており、かつ平準の生活を可能にし、賃金労働者の永続性を保障するものでなければならぬと主張されている。二番目の点について、先生は石炭業以外の他の工業分野の労使間でも行われたほぼ同種の歴史的経験を踏まえ、同業者間では賃金はひとしくなるのが公正であるという見解が出てくる必然があるとされ、「公正比較の原則」との関係印象深く語られる。最低賃金法制は、賃金の低い未組織労働者のために、労働者および使用者代表を含む公的機関（賃金審議会）を介しての「団体交渉の強制」とその適用範囲の拡大という政策的側面を免れないと説く。三番目は、最低賃金法制は、賃金労働者の問題を超越して国民的課題であるとされる点である。最低賃金の原則が貫徹していない場合には社会保障の中核である社会保険の、ひいてはすべての国民に対する国民的最低限（national minimum）保障の基盤に動揺をもたらすという。その理論的裾野はすこぶる広い。ここで筆をおく。“A worker should be given what he needs.”（『マタイによる福音書』）。

（わたなべ・あきら 専修大学法科大学院教授）